

平成 3 0 年 3 月 定例会（平成 3 0 年 3 月 2 3 日）

泉南清掃事務組合議会会議録

平成30年第1回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○管理者の挨拶	4
○例月現金出納検査結果報告	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○閉会の宣告	24
○署名議員	27

平成30年泉南清掃事務組合議会第1回定例会

議 事 日 程 （第1号）

平成30年3月23日（金曜日）午後1時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 監査報告第1号 例月出納検査結果報告

日程第 4 議案第 1号 泉南清掃事務組合行政不服審査法施行条例の制定について

日程第 5 議案第 2号 泉南清掃事務組合個人情報保護条例の制定について

日程第 6 議案第 3号 泉南清掃事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 4号 泉南清掃事務組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 5号 平成30年度泉南清掃事務組合一般会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8

出席議員（１２名）

１番	福 田 雅 之 君	２番	二 神 勝 君
３番	見 本 栄 次 君	４番	上 甲 誠 君
５番	中 谷 清 豪 君	６番	岩 室 敏 和 君
７番	河 部 優 君	８番	森 裕 文 君
９番	古 谷 公 俊 君	１０番	澁 谷 昌 子 君
１１番	和 気 信 子 君	１２番	南 良 徳 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	竹 中 勇 人 君	副 管 理 者	水 野 謙 二 君
-------	-----------	---------	-----------

事務局職員出席者

事 務 局 長	西 田 満 君	事務局次長兼 庶 務 課 長	南 茂 樹 君
事 業 課 長	古 木 康 之 君	事 業 課 管理第二係長	上 林 義 明 君
庶務課長代理	石 田 弘 司 君		

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（上甲 誠君） それでは、改めましてこんにちは。

定刻になりましたので、これより開催させていただきます。

本日、議員皆様方には午前中の全員協議会に引き続き、公私とも何かとご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員定数12名全員出席ですので、平成30年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（上甲 誠君） これより会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（上甲 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、泉南市議会会議規則第88条の規定に準じ、5番、中谷清豪議員、6番、岩室敏和議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（上甲 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎管理者の挨拶

○議長（上甲 誠君） 続きまして、開会に当たり管理者から挨拶のための発言を求めていますので、これを許可いたします。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） 平成30年第1回泉南清掃事務組合議会定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平素は、上甲議長を初め議員の皆様方には、清掃行政全般にわたりまして格段のご支援とご理解を賜っておりますことを心から御礼を申し上げます。

さて、本日の議案につきましては、議案第1号 泉南清掃事務組合行政不服審査法施行条例の制定についてから、議案第5号 平成30年度一般会計予算についての以上5件でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上甲 誠君） ありがとうございました。

◇

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（上甲 誠君） 日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告について、岩室監査委員よりお願いいたします。

岩室監査委員。

○6番（岩室敏和君） 議長のお許しを得ましたので、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告につきましてご報告を申し上げます。

資料につきましては、既に配付をいたしておりますので、ご覧いただいているものと考えます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成29年度会計の11月分から1月

分の3カ月分の検査を実施いたしました。

監査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金・預金残高について、収支内容を照合しましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単でございますが、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

○議長（上甲 誠君） どうもありがとうございました。

以上で、日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告を終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上甲 誠君） 日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合行政不服審査法施行条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合行政不服審査法施行条例の制定についてにつきましてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を提案するものでございます。

条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

まず、第1条は、条例制定の趣旨を規定いたしてございます。行政不服審査法の規定により設置いたします当組合の附属機関の組織及び運営について定めるほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条の審査会の設置につきましては、行政不服審査法の規定により、本組合に行政不服審査会を設置するものでございますが、法第81条第2項の規定に基づき常設とはせず、事件ごとに附属機関として置くものでございます。

第3条に、審査会は委員3名以内で組織するものといたしてございます。

第4条は委員について、第5条は会長、次のページ、4ページの第6条については、会議について定めてございます。

第7条は手数料の額につきまして、第8条は手数料の納付等について規定してございます。

第9条の手数料の減免について定めるものでございまして、審査請求人等が手数料を納付する資力がないと認めるときまたは特別の理由があると認める場合は、これを減額または免除することができるものでございます。

第10条の委任につきましては、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるとするものでございます。

附則でございしますが、第1項でこの条例の施行期日は平成30年4月1日といたしまして、第2項では特別職の職員の報酬及び費用弁償条例を一部改正し、行政不服審査会委員の報酬日額を追加するものでございます。

以上、甚だ簡単でございしますが、議案第1号の説明とさせていただきます。何とぞご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上甲 誠君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合行政不服審査法施行条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上甲 誠君） 日程第5、議案第2号 泉南清掃事務組合個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第2号 泉南清掃事務組合個人情報保護条例の制定についてにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、行政機関における個人情報の利用の拡大に鑑み、適正な個人情報の運用と個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の取り扱いに関する基本的な規定の整備を行う必要から、本条例を提案するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

まず、第1章、総則の第1条は条例制定の目的を記載しており、個人の権利利益の保護と信頼される組合行政の推進に資することを目的としており、10ページにかけての第2条でこの条例における用語の定義を定め、11ページの第3条から第5条まで、この条例の趣旨に沿った運用を図れるよう実施機関、市民、事業者それぞれの責務について定めてございます。

次に、第2章、実施機関が取り扱う個人情報の保護につきましては、まず第1節、12ページの第6条から15ページの第10条までで条例の目的に沿った個人情報の取り扱いの原則を規定してございます。

次に、第2節、16ページの第11条から21ページに記載の第23条までで自己に関する情報管理権を保障するための開示、訂正、削除、利用の停止及び請求方法、費用負担について規定してございます。

次に、第3節、22ページにかけましての第24条で、行政不服審査法の規定に基づく審査請求に対する救済手続等について規定をしております。

次に、第3章、事業者が取り扱う個人情報の保護につきましては、第25条から第30条までで事業者の責務、事業者に対しての指導及び助言、勧告、国、他の地方公共団体との協力等について規定してございます。

次に、23ページの第4章、補則につきましては、第31条から第35条までで個人情報の取り扱いに関する苦情の処理、管理者の調整、指定管理者の責務、この制度の運用状況の公表等について規定してございます。

次に、24ページの第5章、罰則につきましては、この条例に違反があった場合の罰則の規定をしてございます。

最後に、附則につきましては、第1項でこの条例の施行期日は平成30年4月1日とし、経過措置といたしまして、第2項及び第3項は条例施行前の取り扱いについて規定をしてございます。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上甲 誠君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

和気議員。

○11番（和気信子君） 第2条のところで、2、3というふうにあります。こういった中で情報漏れとかがあつてはならないと思いますが、この管理方法、それと具体的に新旧対照表の中にはありますけれども、もうちょっと詳しく2と3に対することに対してお示しいただければありがたいです。

○議長（上甲 誠君） 西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） まず1点目ですけれども、個人情報の管理方法と理解したらいいのかと思うんですけれども、今回、本組合におきましては、法律自体は平成15年の制定なんですけれども、改めて法改正があったということもありますので、改めて条例を制定させてもらおうと。

管理方法でございますけれども、収集した個人情報、例えばうちの場合でしたら、ごみの搬入者の個人の情報であるとか、それとか温水プールの利用者の個人情報があるのかなと思います。今現在、ほとんど鍵のかかるキャビネット、例えばうちのここの事務室でしたら事務室自体にも鍵はかかります。キャビネットも当然かかりますし、パソコンもパスワードでしっかり管理して外部からの侵入もセキュリティーシステムを整えてやっておりますので、そういった形で今後とも厳重に個人情報は管理していきたいというふうに考えてございます。

それと、2点目の条例の第2条の2と3です。個人識別符号と要配慮個人情報、これにつきましては、午前中、資料1に基づいて説明させていただきましたけれども、その資料1の4ページの中ほどから下のほうに米印をつけて個人識別符号と要配慮個人情報ということで説明を記載させていただいています。これは去年の平成29年5月31日に改正施行された行政

機関の保有する個人情報の保護に関する法律という法律があるんですけども、その中でこの2つについても個人情報として適切な管理をなささいという規定が設けられたものでございまして、個人識別符号というのはここに記載しておるように、特定の個人の体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号と、そういったもの。具体的には基礎年金番号とか、運転免許証番号、マイナンバー、それとかデータ化された顔の写真とか、そういったものも含まれるのかと思います。

それと、もう一つの要配慮個人情報なんですけれども、これはいわゆるセンシティブ情報ということで本人の人種、信条、社会的身分とか、病歴とか、犯罪の経歴あるいは犯罪をこうむった事実等々のそういったさまざまな個人を特定することができるような情報、それも要配慮個人情報として適切な管理をなささいということになりました。

具体には、今後規則で定める予定はしておりますけれども、その下に括弧書きで書かせていただいているように、身体障がい、知的障がい、難病による障がいとか、それとか健康診断結果であるとか、それとか例えば医師による診療情報であるとか、例えば刑事事件で一定の処理が行われたような事実であるとか、そういったさまざまな配慮する必要があるような情報が要配慮個人情報として規定されてございます。

以上でございます。

○議長（上甲 誠君） 和気議員。

○11番（和気信子君） ありがとうございました。

もう一点、法改正されてから何年かたっているんですが、今のこの3月末においてすぐに平成30年度からということになるんですけれども、もうちょっとこれは早くにすべきことだったのかなというふうに思うんですが、その経過というんですか、そのことについて説明をお願いします。

○議長（上甲 誠君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） そもそも個人情報の保護に関する法律というのは、平成15年の法律第57号ということで記載させていただいておりますけれども、もう10年以前前の法律がもとになってございます。それから今現在に至るまで、個人情報保護条例については制定してなかったわけでございますけれども、当然泉南市あるいは阪南市に個人情報保護条例がございまして。実際の個人情報の保護については、そういった構成市の条例を提示するような形で個人情報の保護を行ってまいりました。

それと、個人情報の保護に関する法律というのは、結構細かい規定が設けられております

ので、法律に基づいた措置というのも可能でございましたので、その法律と構成市の条例に準じて今まで個人情報の保護を行ってきたということでございます。

ただ最近、先ほど申し上げた平成29年5月30日に個人識別符号とか要配慮個人情報の規定が制定されましたので、それから1年近くたってはおるんですけども、改めてそれも踏まえて制定させていただいたということでございます。

○議長（上甲 誠君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第2号 泉南清掃事務組合個人情報保護条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

————— ◇ —————

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上甲 誠君） 日程第6、議案第3号 泉南清掃事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第3号 泉南清掃事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましてご説明申し上げます。

議案書27ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、本組合関係条例を整備するため、本条例を提案するものでございます。

改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書29ページを、議案補助資料は3ページをお開き願います。

主な改正内容といたしましては、行政不服審査法施行条例、個人情報保護条例の制定に伴う条文の追加及び文言の整理でございます。

主な条文の追加内容につきましては、議案書29ページの第5条、情報の公開を請求できるもの以外からの情報の公開の申し出があった場合の取り扱いについて、議案書30ページの第12条から第14条にかけましての公益上の理由による裁量的公開、情報の存否に関する情報の取り扱い、第三者保護に関する手続、議案書31ページの第17条から第19条にかけましての検索資料の作成等、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実、指定管理者の責務等を新たに規定いたしてございます。

最後に、附則につきましては、第1項でこの条例の施行期日を平成30年4月1日とし、経過措置といたしまして、第2項で条例施行前の取り扱いについての規定をいたしてございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上甲 誠君） ありがとうございます。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第6、議案第3号 泉南清掃事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上甲 誠君） 日程第7、議案第4号 泉南清掃事務組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第4号 泉南清掃事務組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましてご説明申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行及び個人情報保護条例の制定に伴い、本組合関係条例を整備するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

議案書35ページを、議案補助資料は11ページをお開き願います。

まず初めに、条例題名を個人情報保護条例の制定に伴い、情報公開審査会条例から情報公開・個人情報保護審査会条例へ改正し、条文につきましても、「個人情報保護」の文言の追加をいたしております。

また、行政不服審査法施行条例の制定に伴い、従来の「不服申立て」という用語を「審査請求」へ、「処分庁」という用語を「審査庁」に改めます。

最後に、附則につきましては、第1項でこの条例の施行期日は平成30年4月1日とし、経過措置といたしまして、第2項で条例施行前の取り扱いについての規定をしており、次の第3項では特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正し、「情報公開審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」へ名称を変更いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上甲 誠君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第7、議案第4号 泉南清掃事務組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上甲 誠君） 日程第8、議案第5号 平成30年度泉南清掃事務組合一般会計予算についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第5号 平成30年度泉南清掃事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額を11億1,752万5,000円と定めるものでございます。

まず、歳出予算からご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

まず、第1款議会費といたしまして、組合議会の活動に要する経費といたしまして、345

万1,000円を計上してございます。

次に、第2款衛生費といたしまして、7億8,620万6,000円を計上しております。

次に、第3館公債費といたしまして、3億2,756万8,000円、第4款予備費といたしまして、30万円を計上してございます。

以上、歳出予算額11億1,752万5,000円の予算でございます。

次に、歳入予算でございますけれども、恐れ入りますが、3ページにお戻りを願います。

第1款負担金といたしまして、9億2,910万3,000円、第2款使用料及び手数料といたしまして、1億4,953万3,000円、第4款繰越金といたしまして、1,000円、第5款諸収入といたしまして、3,068万8,000円、第6款組合債といたしまして、820万円を計上してございます。

以上、歳入予算額11億1,752万5,000円の予算でございます。

なお、地方債、一時借入金の限度額並びに歳出予算の流用につきましては、本案のとおり定めたものでございます。

なお、予算の概要につきましては、改めて事務局長から説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上甲 誠君） 続きまして、事務局の説明を求めます。

西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） それでは、私のほうから議案第5号 平成30年度泉南清掃事務組合一般会計予算の詳細につきましてご説明を申し上げます。

歳入、歳出予算の詳細であります。予算書9ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

第1款負担金であります。泉南市が5億968万7,000円、阪南市が4億1,941万6,000円となっております。

使用料、手数料は、衛生使用料としてごみ処理施設使用料が1億4,953万3,000円の計上をしておりますが、厚生使用料、温水プール施設使用料は、平成30年度から指定管理者制度導入に伴う利用料金制度の採用により、予算計上はございません。

繰越金につきましては、例年どおり1,000円の計上とさせていただきます。

次に、10ページにかけましての諸収入であります。雑入といたしまして、有価物売却代金、日本容器包装リサイクル協会からのPETボトル等の有償入札拠出金、再商品化合理化拠出金等を合わせて、3,068万8,000円を計上しております。

次に、組合債は、一般廃棄物処理事業債といたしまして、ごみ処理施設整備事業債で820

万円の計上をしております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

第1款議会費であります。議員報酬及び行政視察等組合議会活動に要する経費といたしまして、345万1,000円を計上いたしております。

次に、12ページの衛生費、清掃費、清掃総務費であります。13ページにかけましての特別職の報酬を初め、一般職5人分の給料、職員手当等及び共済費を計上いたしております。

旅費につきましては、職員出張旅費及び行政視察の随行に伴う旅費で、25万6,000円の計上となっております。

需用費につきましては、消耗品費、自動車燃料費がその主なもので、60万4,000円の計上となっております。

役務費につきましては、組合施設・温水プール及びリサイクル施設の建物災害保険料148万4,000円を初め、各種健康診断料を計上してございます。

委託料328万6,000円につきましては、浜老人集会場管理委託料として光熱水費の一部を負担するための経費、財務会計システム保守委託料、ホームページ作成委託料等でございます。

次に、使用料及び賃借料47万3,000円のうち、国有財産土地使用料35万3,000円につきましては、構成市の収集部門が使用しております国有地部分については有償貸し付けとなっておりますので、近畿財務局に土地使用料を支払うものであります。

次に、14ページの備品購入費10万3,000円につきましては、器具購入費といたしましてパソコンを購入するものでございます。

次に、負担金補助及び交付金37万2,000円につきましては、全国都市清掃会議を初めとする各種協議会及び職員厚生会並びに会計管理者事務負担金を支出するものであります。

次に、公課費3万8,000円につきましては、公用車の車検に伴う自動車重量税であります。

続きまして、塵芥処理費であります。15ページにかけましての給料、職員手当等、共済費につきましては、事業課10人分の人件費を計上しております。

次に、需用費5,400万6,000円のうち、消耗品費につきましては、リサイクル施設で使用しております選別機のベルト及びオイル等の購入、職員に貸与いたします作業皮手袋、防塵マスク、安全靴等の保護用具等で、燃料費につきましては、炉の立ち上げ等に使用いたします助燃バーナーの灯油代、ごみピット及びリサイクルセンターで使用いたしますフォークリフト、ショベルカーのガソリン、軽油代であります。

印刷製本費につきましては計量伝票の印刷費、光熱水費につきましては、リサイクルセンターの電気代、上下水道代、中央制御室及びリサイクルセンターのプロパンガス代であります。

修繕料につきましては、フォークリフト・ショベルカー修繕、焼却施設の定検工事に伴う修繕、計量器及びシステムの修繕、リサイクルセンター設備等の修繕がその主なものでございます。

次に、役務費67万5,000円につきましては、受水槽、ボイラー性能検査等の法定検査手数料、構内で使用いたします車両の保険料が主なものであります。

次に、委託料4億5,050万6,000円の主なものにつきましては、排ガス及びダイオキシン類等の測定及び作業環境等の測定を年4回実施し、一般廃棄物埋立処分委託料につきましては、大阪湾広域環境整備センター、通称フェニックスでございますが、そこに焼却灰の埋立処分を委託するものであり、資源ごみ選別等業務委託料につきましては、有価物等のリサイクルを推進するための選別業務でございます。

また、委託料の下段3行に記載しておりますが、ごみ処理施設包括的運転等委託といたしまして、運転管理業務委託料は、プラント運転及びクレーン運転・破砕処理、計量業務、ごみ受け入れ業務の一部及び粗大ごみ選別業務を民間事業者に委託するものであり、薬剤調達業務委託料は、有害ガス除去剤の消石灰・ダイオキシン除去のための活性炭、焼却灰固定剤のキレート剤、排水処理で使用する苛性ソーダ等の購入を一括して民間事業者に委託するものであり、電力調達業務は、工場棟の電力の調達を一括して民間事業者に委託するものであります。

次に、使用料及び賃借料の8万円は、酸素濃度計の借上料であります。

次に、工事請負費9,800万円のうち、ごみ焼却設備定検工事は、焼却設備が機能を十分に発揮するため、運転中に実施できない内部点検や、主要機器の分解や部品の検査等を実施し、施設の能力を最大限に維持し、運転に支障のないように整備を行うものであります。

また、1・2号薬液注入装置設置工事は、鉛等の重金属対策といたしまして対策工事を行うものでございます。

次に、原材料費につきましては、鋼材、配管等の購入費でございます。

次に、負担金補助及び交付金129万6,000円は、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金でありまして、埋立処分関連施設の建設改良に係る事業費の負担金、廃棄物処理施設積算要領研修会受講料でございます。

次に、公課費の汚染負荷量賦課金26万9,000円は、公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定による環境再生保全機構への賦課金であります。

続きまして、16ページの厚生費、温水プール管理費であります。平成30年度からの指定管理者制度の導入に伴い、プール管理に係る費用は、原則として指定管理者が指定管理料、利用料金収入及びその他の収入をもって充てるものとするため、予算科目が減少してございます。

需用費483万円は、修繕料といたしまして、1件当たり30万円未満の設備等の修繕は、指定管理者の負担としておりますので、それ以外の修繕料を予算計上したものでございます。

次に、委託料3,935万2,000円につきましては、昨年12月の定例会でご承認をいただいた指定管理者、株式会社尾崎スイミングスクールに支払う指定管理料でございます。

次に、17ページの公債費3億2,756万8,000円は、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債、ごみ処理施設整備事業債、基幹的設備改良工事事業債、温水プール施設整備事業債の元金、利子償還金でございます。

詳しくは、議案補助資料の15ページに起債償還年次表を添付しておりますので、ご参照お願い申し上げます。

次に、18ページの予備費30万円は、例年どおりの予算計上とさせていただいております。

なお、議案書19ページから25ページにかけまして人件費に係る給与明細書を、26ページには債務負担行為に関する調書、27ページには地方債の現在高等に関する調書を添付してございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度泉南清掃事務組合一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

説明は以上で終わります。

○議長（上甲 誠君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

澁谷議員。

○10番（澁谷昌子君） すみません、よろしくお願いします。

温水プールの管理のことで資料請求をさせていただきました、以前に。その中で尾崎スイミングスクールが提案をされて健康づくりにいろいろと工夫をしてくださっているという内容のものをいただきました。このような内容を皆さんお手元にないと思うので読ませていた

だきますと、健康意識の向上や心身の健康の保持、また増進に貢献する管理運営を行います。子供から高齢者まで、また障がい者や個人も参加できる水泳教室、水中教室や多目的室などを活用したプログラムを数多く開催します。利用者の健康づくりや交流を促進するためにサンエス温水プール健康クラブを新たに創設します。流水マシンを準備し、使用する日を設けます。また、日ごろの利用に感謝し、無料開放デーを設置します等々、いろいろすごく内容的には、今までのこの5年間の利用者数もいただきました。平成28年度に関しては工事がありましたので半減をしているということで見えていますが、たくさんの方が利用されていて、泉南市におきましても、すごく高齢者の方は温水プールが自分の市にあるというのはすごく誇りに思っているし、なかなかないところが多いですね。そんな中ですごく健康寿命を延ばすためにも利用させていただきたい。

ただその中で、今いろいろと健康づくりにつながる提案を尾崎スイミングはやってくださっておりますけれども、これに関してまだ市民の方はご存じないというか、どのようにこういうことをやりますよと、またこういうふうな提案がありますというふうな事業内容とか、そういうことに関してどのようにして阪南市、泉南市の市民の方々にお知らせをしていただけるのか。

また、一番高齢者の方が悩んでいらっしゃるの、健康づくりのために温水プールを利用したいんですけども、80になってくると車の免許は返上していますと。ここに来る交通の便が、泉南市ではコミバスが停留所も近くにあって利用されるんですが、いかんせん余りよく来にくいと。帰りはタクシーを使うとか、この辺を、以前、委託をするというところで話を去年に聞いたときには、いわゆるスイミングスクールのバスはスクール用には動かすけれども、一般の市民の人たちのためのそれはしないというふうにそのときにはお伺いしたら、こういうふうに足で困っている方がいらっしゃるのですね。だけど、本当にそうやって誇りを持ってすごく活用したいという高齢者の方もたくさんおられて、それでこれを活用してどんどんこういうふうに業務委託されて利益が上がって、それでここに書いているように無料開放デーですか、そういうふうなのをさせていただいたり、また料金を安くしていただいたり、今は600円に上がりましたが、そこら辺に結びつくようなことをしていくためにも、本当に若い人もそうですが、以前も親子連れでここに参加するのにというふうなものもありましたけれども、ご意見もありましたけれども、そこら辺の参加しやすくなる尾崎スイミングスクールさんとしては、交通網というのは変ですけども、どのように考えていらっしゃるのか、そこら辺の計画がもしあれば、また案があれば、また清掃組合としてこんなことを考えてい

ることがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上甲 誠君） 南事務局次長。

○事務局次長兼庶務課長（南 茂樹君） ただいまご質問のごございました広報という部分でございますが、今回、業者を指定管理ということで募集をしたときに、いろんな提案、どうい
うものをしてこの温水プールの本来の目的である健康増進というものを実現していくかとい
うことを多くの業者が競争ということでいい案を出していただきました。その中で、今回、
指定管理で選ばれました尾崎スイミングスクールさんの総合的な評価が選定委員さんに響い
たということで、4月からの実施に向けて選ばれたということです。

その中で、いろいろご提案いただいている中で、順次提案を実現していくというふうに聞
いていますが、まず広報ということについては、どういうふうな形でPRしていくかという
ことにつきましては、尾崎スイミングさんが提案してくれたのは、まず自分のところの本店
といたしますか、いうところにある社員で広報を担当している者があるので、それを温水プー
ルのPRの啓発についても任務を担ってもらうということで、いろんな形で考えていくと。

まず、ホームページ、今まで構成市さんでも指定管理を運営されているところが独自にホ
ームページを上げておりますが、ホームページの中身にリンクしていく、いろんなものを順
次提案、PRしていくと。そして民間の独自の一番いいところですけども、尾崎さんでし
たらチラシとか、いろいろ自分のところの分で入れている中で、その辺のチラシとかそうい
う部分についても工夫を重ねていきたいということで、そういうふうな総合的なものを見な
がら、またここを実際オープンしてやっていきながら徐々に、提案は出してくれたものを実
現していくことをやっていきたいということで、もちろんそれについては5年間の指
定管理でございますので、一定のタイミングでニーズ調査というのをもちろん行って、ニー
ズ調査に基づいて何が今、実際に動き出した尾崎スイミングさんの温水プール、新サンエス
温水プールについて求められているか、そして温水プールが尾崎さんの色に染まって実際、
いわゆる障がいをお持ちの方に優しい形を考えていきたい。そして先ほどお言葉にありまし
た流水マシン、これによって負荷をかけることによって体力を養う、また血流がよくなって
肩こりがとれるとか、そういうものについてはこの4月から、電源の改修とかやりまして、
すぐにでも実施できるように今準備を進めておりますので、提案した内容でやっていくもの
について逐次やっていくと。そして利便性、そういったものも当初提案の中でありましたが、
いろいろ総合的に実際に行っていくながら、先ほど申し上げたみたいにニーズ調査、そして
安全管理を総合的に含めまして考えていきたいというふうに今のところ聞いております。

早速、今のところ、あくまでも予定ですが、5月5日の日に無料開放とかいろいろそういうものをやってみたいということで、徐々に意見をこちらのほうへ提案しておりまして、当初のプロポーザルの提案内容については実現していくように、今準備を着々と進めているような現状でございます。

以上でございます。

○議長（上甲 誠君） 澁谷議員。

○10番（澁谷昌子君） ありがとうございます。

尾崎スイミングスクールは阪南市が拠点で本店ですよ。なので、阪南市の方はたくさん、議員さんもちろん含めて市民の方はよくご存じだと思うので、泉南市は尾崎じゃなくてマコトスイミングというのがありまして、そちらに通っておられる方が多くて、その辺で泉南市も阪南市も同じように広報を先ほど言われたようにしていただきたいなというふうに思います。

あと交通の便のことに關してですけれども、何かありませんか。それは尾崎スイミングさんの、すみません。

○議長（上甲 誠君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） 交通ですね、いわゆる足についてのご質問もあったかなと思います。ご存じかと思うんですけれども、コミュニティバスは泉南市、阪南市とも1日4便ぐらい、ちょうど男里川の際の正門の前になりますけれども、そこがコミュニティバス停留所になっているという事実がございます。尾崎スイミングさんからの提案の中には、確かにスクールバスというか、バスを使って一般の方の送迎についての提案というのはございませんでした。

ただ提案の中で、構成市の小学校等の授業としてここでやっていただくのであるならば、そのバスの補助はしますよという提案はあったのかなというふうに思います。一般利用については、こちらからなかなかやってくださいというようなことを言いづらい、指定管理なのでということもありますので、尾崎さんが利用状況を見てそういう声が高いのであればやっていただける可能性はあるのかなというふうに今のところは考えてございます。

○議長（上甲 誠君） 澁谷議員。

○10番（澁谷昌子君） ありがとうございます。

コミバスの運用とかに關しては、こちらは今回のいわゆるコミュニティバスのそちらのほうでも訴えていきたいとします。いずれにしても健康とか、そういう増進に阪南市さんで

は健康マイレージの何かやってはと思うんですが、泉南市はやっていないんですけれども、こういう温水プールを使ってポイントをためて無料の券をいただけるとか、何かそういう価値を、民間の本当に尾崎スイミングさんに委託してよかったなと言ってもらえるような、本当に民間ならではのだなというような成果が上げられることを期待いたしまして、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（上甲 誠君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

和気議員。

○11番（和気信子君） 14ページの塵芥処理費のところなんですが、有価物の分で諸収入というのがあるんですけれども、もちろん阪南市も泉南市もごみの有価物の分別を今それぞれやっているんですが、それは基本的には泉南市も阪南市も同じような形でされているのか、違いがあればまた教えてください。

それと、こういった中で今までに有価物の分の収入が増えているのか、それと、あとごみのほうは減ってきているというふうに聞いているんですけれども、有価物のほうは増えて分別も進んできているというふうになっているのかどうなのか。今後また新たな有価物を新しくそういうのを考えておられるのか。

その点と、それからもう一点は、23ページの職員の方の今度、30年度に1名減っているんですが、これは退職される方ということで1名減っているということなんですか。先ほどのこれからの退職される方がいらっしゃるのかということの説明で、その30年度においては1名が退職されるのかということで減っているのかどうなのかということ、その2点お聞かせください。

○議長（上甲 誠君） 古木課長。

○事業課長（古木康之君） まず、1点目の分別の種類なんですが、泉南市、阪南市における分別の種類はほとんど同じでございます。清掃工場のほうに入ってこない資源ごみといたしましては紙類、紙類のほうはそれぞれ市の収集車が直接古紙業者さんのほうに引き渡しをされております。それから古布でございます。これにつきましても、直接両市のほうがそれぞれの契約業者さんのほうに搬入をされています。それ以外の資源ごみにつきましては、清掃工場のほうに入っております。

2つ目の量なんですが、ここ二、三年、有価物の清掃工場としての売り払い量としてはほ

ば横ばいでございます。ただ金額に反映するのは、そのもの自体の値段でございまして、物の価値が上がれば値段が上がって、高い金額で契約をして収入が増えるというふうになっております。

私のほうからは以上です。

○議長（上甲 誠君） 何か新しい有価物を今後考えているのかどうか。

○事業課長（古木康之君） 今のところ15種類の有価物を分別して売り払いをしているわけですが、なかなか15種類といいますとかなり種類が多うございまして、今のところそれ以上数を増やすという予定はありません。

以上です。

○議長（上甲 誠君） 南次長。

○事務局次長兼庶務課長（南 茂樹君） ただ今ご質問のありました職員の人数のことなんです。お手持の資料の23ページのほうで、平成30年1月1日現在と平成29年1月1日現在で1名減っているというお話ですが、このことにつきましては、平成29年6月29日付で1名退職したということで1名減になっております。その者につきましては、在職25年程度、47歳という者でございますが、体調不良というんですか、そういうことで以前から休職期間があったんですが、本人は最終的には平成29年6月29日に退職を決断された結果、1名減というふうな計上になっております。

以上でございます。

○議長（上甲 誠君） 和気議員。

○11番（和気信子君） 職員については1名減ということですが、これについては補充しないでこれからもいくということなのかどうなのかということをお聞きしましたので、そういうことでいいのかどうか。

長期的に10年を見越してというふうにおっしゃっていたので、それもそれかなという、この点を再度聞かせていただきたいというのと、それから例えばスプレー缶とか危険なものがごみ収集の中でもありますし、また缶とかそれも例えば有価物になる部分があったりとか、いろんな形で分別の方法があると思うんですけれども、そういった多分お知らせをしていると思うんですが、その点について市民へのお知らせを含めてどのように、穴をあけたほうがいいとか、しなくてもいいとかといろいろ、そのときによって変わってきているのもあるので、それも共通の部分で阪南市、泉南市、同じような形でされているのかどうか、その点、参考にお聞かせください。

○議長（上甲 誠君） 竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） まず職員ですけれども、この退職した職員は温水プール担当でしたので、温水プールはこの4月から指定管理になるということで、その分に関しての補充はする予定はございません。

それと、分別のあり方ですけれども、これについては両市ともそうだと思うんですが、うちは3月の広報にごみのカレンダーを入れております。ごみのカレンダー以外の部分に分別の仕方、処理の仕方を書いておりますので、それを参考にしてもらいたいと思います。

○議長（上甲 誠君） 古木課長。

○事業課長（古木康之君） 先ほど質問がありましたスプレー缶の件なんですが、本組合のほうでは、スプレー缶、穴があいているあいていない関係なく全部の確認をいたしまして、手で穴あけ作業を行っております。それを始めたおかげで破砕機での爆発が一切今のところありません。約5年前より以前でしたら毎年1件ぐらいの火災、爆発があったんですが、それをする事によって今、無事故が続けているというのが現状です。

それから穴をあけたスプレー缶に関しましては、スチールのものとアルミのものがございます。それぞれ機械でプレスをいたしまして売り払いしておるのが現状です。

以上です。

○議長（上甲 誠君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

二神議員。

○2番（二神 勝君） 予算書及び予算説明書の16ページの11節需用費なんですけれども、修繕料が483万円、説明では30万円未満は指定管理者が負担するということになるので、それ以外の分ということで、この部分について詳細説明をお願いいたします。

○議長（上甲 誠君） 南次長。

○事務局次長兼庶務課長（南 茂樹君） まだ指定管理に移りまして初年度ということで、指定管理に移すに当たって耐用年数があるもの、そして安全にかかわるものを順次段階を経て切りかえを行って指定管理者に迷惑をかけない、また利用者の方が安全に利用できるようなことを心がけて、この3月31日、4月1日、バトンタッチできるように行っております。

ただ先ほどご心配を皆さんしていただいており、安全にプールを運営するに当たって何が起こるかわからないと。初年度、こういう形でやった形で柔軟に対応できる、特に雨漏りとかいろんな分は応急処置でやっておりますが、いろんな懸念する場所もございます。ただ一

対応できるようにやっております。例えば大プールの送水制御とか、大体87万円ぐらい、また暖房用熱交換器80万ほど、そしてタンク温度制御というのが60万円、ボイラー廻りの制御が54万円、そういうふうなもろもろ、外壁、いろいろそういうものをできるだけ安全に運用しながら、いろんな対応を順次部品をかえたりやっていくということで、こういうふうに予算を計上させていただいております。

○議長（上甲 誠君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第5号 平成30年度泉南清掃事務組合一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（上甲 誠君） お諮りします。

本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会いたしたいと思っております。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上甲 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、この3月31日をもって、事務局の西田局長が退職するということになってございます。議長として、この場をおかりしまして皆様方にご報告をさせていただきます。長い間ご苦勞さまでした。（拍手）

ありがとうございます。

これで、平成30年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を閉じます。ありがとうございました。

閉会 午後 2時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月23日

議 長 上 甲 誠

署 名 議 員 中 谷 清 豪

署 名 議 員 岩 室 敏 和